

TOKAMACHI

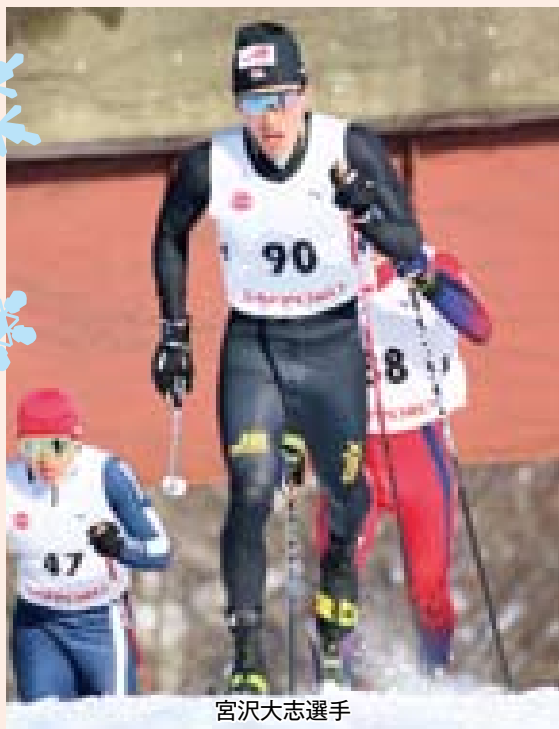
公益社団法人 十日町法人会

十日町商工会議所内 ☎025-761-7811

第62号

令和4年4月26日

法人会だより



宮沢大志選手



児玉美希選手



2022.1.12 北京五輪日本代表出場選手激励壮行会



2022.1.22 世界を目指す未来の子供たちによる応援イベント
クロカンのメッカ「十日町市吉田クロスカントリー競技場」にて

(写真提供: BRAV JAPAN K.K・十日町市スキー協会)



2022 北京冬季オリンピック競技大会

クロスカントリー競技
●日本代表決定

宮沢 大志 選手 児玉 美希 選手



令和4年1月12日(木)、越後妻有文化ホール「段十ろう」にて、十日町市スキー協会主催による「2022北京五輪日本代表出場選手激励壮行会」が開催されました。この度の北京五輪に出場したのは、十日町市出身の宮沢大志選手（JR東日本スポーツスキー部）と児玉美希選手（太平洋建設SC）の2名。市民や来賓、関係者など約150人が参加して行われた会では、指導を受けた恩師から激励の言葉や国旗への寄せ書き・花束が贈られたほか、出身中学の後輩たちからの応援ビデオメッセージが上映されるなど、2人の大舞台出場を祝福。激励を受けた宮沢選手・児玉選手それぞれからは、これまで支えてくれた人たちへの感謝と、オリンピックへの熱い抱負が力強く語られました。北京オリンピックは2月4日(金)から2月20日(日)まで開催されました。

十日町市から羽ばたいたオリンピック！想像もつかない北京の過酷な条件下、日本代表としての大奮闘、大変お疲れ様でした。



ご挨拶

公益社団法人 十日町法人会
会 長 関 谷 克 浩

2年続きの豪雪に見舞われた冬でしたが、ようやく当地にも待望の春が訪れようとしております。

私が十日町法人会の会長を拝命して早いもので2期目・3年が経過しようとしております。会員の皆様には日頃より当会の活動にご理解ご協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、北京五輪も終了し、日本は冬季過去最多の18個のメダルを獲得して国民に大きな感動を与えました。その感動とは裏腹に新型オミクロン株の急速な拡大による第6波は人類に大きな脅威を及ぼしております。新潟県も「まん延防止等重点措置」が3月6日まで延期され、未だに感染が収まらず、第7波に向け十分な注意が必要です。

令和3年度の当法人会の活動は、ハイキングや親睦ゴルフ大会は残念ながら中止となりましたが、他の事業は感染防止対策の徹底や規模縮小・開催方法の変更などにより、ほぼ計画通りに進めることが出来ました。

特に租税教室や絵はがきコンクール、児童図書の寄贈、福祉施設へのタオル寄贈は今後も社会貢献活動として積極的に展開していく所存です。

こうした状況の中、12月に令和4年度税制改正大綱が決定されました。基本的な課題はコロナ対策の財源となった国債の膨大であります。

将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論されておりますが、さらなる税財政改革により持続可能な社会保障制度と財政健全化を両立できるような積極的な取り組みを期待しております。

法人関係では、中小企業における所得拡大促進税制の見直し、いわゆる賃上げによる税額控除、交際費損金算入制度の2年延長、5G導入促進税制の税額控除の見直しなど、多岐にわたっております。

私たち企業は、社会の変化に対応した税制に目を向けながら経営に取り組むことが求められております。コロナ禍も既に3年目に入って、とりわけ中小企業は大変厳しい状況に置かれておりますことから、政府と自治体による対コロナ措置の周知徹底と申請手続きの簡略化などに全力で取り組んでいただきたいと願っております。

当法人会としても、税のオピニオンリーダーとして、また国や地域社会の繁栄に貢献する経営者の団体として、今後も法人会活動をより積極的に展開し、企業の発展や地域社会に貢献できるよう取り組んでまいりたいと思います。

改めて税務当局並びに税理士会様のより一層のご指導をお願いする次第です。

結びにあたり、会員企業の益々のご発展と皆様のご健勝を心から祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。



ご挨拶

十日町税務署 署長
村 山 彦 紀

十日町法人会の皆様には、日頃から税務行政に関しまして、深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年分の所得税等の確定申告も終え、その状況については、本年も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたほか、1月半ばから申告期間における大雪などにより、確定申告事務運営にも影響があり、十日町税務署では、新型コロナウイルスの感染リスク軽減や申告会場への来場等の負担軽減の観点から、自宅等からのe-Tax、特にスマートフォンを利用した電子申告の普及拡大に努めてまいりました。

本年の所得税等の確定申告も、法人会会報誌によりまず広報をはじめ、周知、広報活動にご協力いただき、e-Tax利用率は昨年を上回る良好な成果を得ることができ、ありがとうございました。

また、法人税及び法人消費税のe-Taxによる申告につきましては、法人会会員の皆様のご努力、ご協力により、関東信越国税局の中でも高いe-Tax利用率となっております、重ねて感謝申し上げます。

今後はe-Taxの更なる利用促進に向け、申告書のみならず財務諸表や勘定科目内訳書といった添付書類全般につきましても、e-Taxによる提出をお願いいたします。

さて、令和5年10月にインボイス制度が導入されます。

インボイス制度は、会社や個人事業主といった事業を営まれている方だけではなく、駐車場を貸している方など、消費税が生じる取引に関係する方にかかわる制度となります。

事業者の方々に制度内容をご理解いただき、事業者登録申請を行っていただく必要があるため、十日町税務署では、5月以降インボイス制度の説明会及び登録申請の相談会を開催し、更なる制度の周知・登録申請の促進を図ることとしております。

税務署としては、e-Taxの更なる普及拡大やインボイス制度の周知広報など大きな課題が課されております。

このような状況下、十日町法人会の皆様には、従来から国税当局と良好な連携、協調関係を築いていただいております。今後とも円滑な税務行政の推進等に一層のお力添えをいただきますようお願いいたします。

結びに当たり、十日町法人会並びに会員皆様のご更なるご発展とご健勝を心から祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

受賞おめでとうございます!

令和3年度 十日町法人会表彰式典

今年度もコロナ感染拡大状況を踏まえ、国税庁の方針により「納税表彰式」は中止となりました。

「税を考える週間」の令和3年11月12日(金)、十日町法人会では、独自で令和3年度「法人会会長表彰・優良経理担当者表彰」表彰式典を開催しました。



●十日町法人会会長表彰

十日町法人会 副会長 大平 政栄 (有)大平木工
十日町法人会 理事 保坂 恭久 信越スペースシステム(株)



大平政栄氏



保坂恭久氏



法人会会長表彰



受賞者代表謝辞 大平政栄氏

●十日町法人会優良経理担当職員表彰

津端重喜 (株)大阪屋商店・富井文子 苗場建設サービス(株)・西山幸子 十日町砂利(株)



津端重喜氏



富井文子氏



西山幸子氏



優良経理担当者表彰



山田 泰氏



令和3年度 納税表彰

「税を考える週間」の令和3年11月16日(火)に、多年にわたり納税制度の普及発展に努められてこられたその功績に対しまして、村山彦紀十日町税務署長様から「十日町税務署長賞」が授与されました。

●十日町税務署長賞

十日町法人会 理事 山田 泰 (株)山田建設

記念講演会

期日：令和3年
11月12日(金)
会場：ラポート十日町



演題『人間力を上げるには』

講師：松下賢次氏 (元TBSアナウンサー)

永年、五輪やW杯等のスポーツ中継等で活躍されたTBSの名アナウンサー松下賢次氏より、ユニークでエネルギーあふれる講演をいただきました。

「成功の源は、常に挑戦をし続け決して諦めない事」

1. 観察力・あらゆる角度から物を視る力
2. 発想力・アイデア、ひらめき
3. 創造力・新たに物を作り出す力
4. 表現力・人々に伝えてゆく力
5. 決断力・あらゆる情報を分析し決断する
6. 決して諦めない精神力



研修会・セミナー開催

【税務研修会】～基礎からわかる「インボイス制度」導入への対応講座～

令和5年10月1日から新たに「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」がスタートします。既に令和3年10月1日より登録申請受付が始まっています。今回は「基礎からわかるインボイス制度導入への対応講座」と題し、「インボイスとは何か？」から制度の仕組み、留意すべき点や必要な手続きなどについての研修会となりました。

講師は、十日町税務署法人課税部門統括国税調査官の五十嵐義之氏でした。両会場共、定員を満了出席者となり、インボイス制度への関心の高さが伺える研修会となりました。

■経理事務実務者研修会

令和3年11月22日(月)にクロステン中ホール会場、そして11月25日(木)に津南町役場大会議室会場において、経理事務実務者を対象とした税務研修会を開催しました。



講師 五十嵐義之氏



クロステン会場



津南町役場会場



■松代松之山地域税務研修会&親睦会

令和3年10月29日(金)、松之山温泉「旅館明星」において、松代松之山地域税務研修会が開催されました。法人会の原点である税に関する研修会として「基礎からわかるインボイス制度導入への対応講座」と題し、十日町税務署法人課税部門統括国税調査官の五十嵐義之氏から講習していただきました。

又、研修会終了後は、松代松之山地域の地域会員間の情報交換と親睦を図る目的で、会員親睦会が開催され、コロナ禍において久しぶりの再会に、大変盛会となりました。



講師 五十嵐義之氏



研修会



親睦会

社会貢献活動「児童図書寄贈」

人間形成の観点から本に親しみ、読書により豊かな心の増進に役立てていただくため、税に関する絵はがきコンクール等、租税教育に協力いただいている小学校へ今年度も児童図書を贈呈しました。

令和4年3月22日(火)、津南町立津南小学校に関谷克浩会長が訪れ、3校（津南小学校・芦ヶ崎小学校・上郷小学校）へ児童図書148冊分の目録を島田敏夫教育長へ渡ししました。津南小学校においては、山岸繁校長に直接、児童図書87冊を手渡ししました。



山岸 繁津南小学校長



島田敏夫津南町教育長への目録贈呈



女性部会の活動

■「第15回法人会全国女性フォーラム新潟大会」に参加 新しい形、新潟から。～新時代 令和に羽ばたく女性の力～

令和3年11月16日(火)に朱鷺メッセ・新潟コンベンションセンターにおいて、全国から来賓、女性部会員など合わせて約1,200名が参加して、法人会全国女性フォーラム新潟大会が開催されました。

大会の第1部の記念講演は、佐渡出身で、文化庁前長官の宮田亮平氏が「ときめきのとき」と題して講演していただきました。

十日町法人会女性部会からも8名の部会員が運営スタッフとして参加し、物産展にはクロステンが出店し、十日町の物産はほぼ完売しました。

参加された全国の女性部会の皆様から「一致団結していた」「素晴らしかった」と賞賛のお言葉をいただきました。このコロナウイルス感染拡大の中、本当に、無事に開催できて良かったです。



■【租税教育活動】第8回税に関する絵はがきコンクール「審査会」&「表彰式」

令和3年11月26日(金)、津南小学校において「第8回税に関する絵はがきコンクール表彰式」を実施しました。津南小学校は今回のコンクールで、十日町法人会会長賞の宮澤空良さん、十日町税務署長賞の小島ひかりさんをはじめ、6名の方が入選を果たしました。誠にありがとうございます。



審査会の様子



宮澤空良さん



津南小学校にて

■【社会貢献活動】「未使用タオル寄贈」

令和4年3月16日(水)、女性部会の社会貢献の一環として実施している、会員から集めた未使用タオルの寄贈を今年度は、地域の社会福祉法人苗場福祉会が運営する特別養護老人ホーム「みさと苑」へタオル200枚を寄贈しました。贈呈者は、女性部会長の蕪木京子さんです。施設を代表してタオルを受け取られた施設長の柳原真由美さんからは「有効に活用させていただきます。」とコメントをいただきました。柳原真由美施設長への寄贈



青年部会の活動

■ 企業訪問 ～創始160余年、創業120余年の 老舗メーカー「吉澤織物(株)」を訪問～

令和3年12月1日(水)、2年振りに青年部会「企業訪問」を実施しました。

「きものの街十日町」のきもの製造業「吉澤織物(株)」は、織物を祖業としながら技術革新で高度な友禅技法の導入に成功し、以降本格古典を追求しながら友禅と伝統の「十日町明石ちぢみ」等織物の両方を創作できる業界唯一無二の「染めと織りのきもの総合メーカー」です。

訪問には、青年部会員はじめ12名が参加。代表取締役社長で当法人会の理事である八代当主の吉澤武彦様の説明や、一線で活躍する「伝統工芸士」の社員の皆様の貴重なお話しや巧の技に触れることが出来ました。



■ 租税教室

青年部会事業の重要な柱に位置付ける租税教室を今年度も小学校7校、中学校1校で開催しました。

○11月以降に、租税教室を開催した小学校及び青年部会派遣講師

- ・十日町市立下条中学校生徒数 27名 令和3年11月25日(木) 講師：山田 剛
- ・十日町市立馬場小学校児童数 16名 令和4年1月20日(木) 講師：本木太一・上村友博
- ・十日町市立東小学校児童数 27名 令和4年1月21日(金) 講師：上村友博



1月20日 馬場小学校



1月21日 東小学校



インボイス制度説明会及びインボイス発行事業者 の登録申請相談会のご案内

事業者の皆様に、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会及び登録申請相談会を開催しますので、是非ご参加ください。

- 1 インボイス制度説明会の主な内容
- ・インボイス制度の概要
 - ・売手側、買手側のインボイス発行（受領）の注意点

参加無料
事前登録制/先着順

- 2 インボイス発行事業者の登録申請相談会の主な内容
- ・登録申請手続の概要
 - ・登録申請の具体的な方法（e-Tax を利用）
 - *個人事業主の方が対象になります。

3 説明会の日程等

① 開催日

令和4年5月24日（火）、令和4年5月30日（月）
令和4年6月14日（火）、令和4年6月21日（火）

② 開催時間

説明会 午後2時から午後3時
相談会 午後3時30分～午後4時20分

③ 開催会場

十日町税務署 1階会議室

インボイス制度の説明会及びインボイス発行事業者の登録申請相談会は会場の都合により定員を20名とさせていただきますので、出席者は事前予約制で先着順となります。

出席を希望する方は、開催日の前日までに

十日町税務署・法人課税部門

電話番号 025-756-6003（法人課税部門直通）

へ電話連絡をお願いします。

4 注意点

- 登録申請についてはe-Taxの利用を推奨していますので、登録申請相談会では手続きをe-Taxで行います。（書面による提出も可能です。）
スマートフォンとマイナンバーカードをお持ちの方は、相談会の会場にご持参願います。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。



十日町税務署 代表電話 025-752-3181

特設サイトへ



○ インボイス制度の概要

1 適格請求書（インボイス）とは、

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

**「インボイス」
ってナニ？**

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

2 インボイス制度とは、

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

行動する法人会

令和4年度 税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

令和4年度税制改正に関する提言

～全法連では、令和4年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました～

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により未曾有ともいえる危機的事態に陥ったが、来年度には流行の収束が見込まれているほか、企業収益をはじめとして経済社会もコロナ前の状態に戻りつつある。このため、ポストコロナに向けた戦略をどう構築し実行していくかが最も問われている。

それにはコロナ禍によってもたらされた問題や課題を冷静に分析し解を見出す必要がある。その意味で最重要と言えるのは、莫大なコロナ対策費の財源を賄った国債、つまり膨大な借金をどう返済するかであろう。先進国の多くはこうした借金について返済計画の大枠を示しており、我が国も東日本大震災の復興計画などを参考に具体的な方策を早急に策定すべきである。

今回のコロナ禍は国際経済の枠組みにも影響を与えた。その代表例は法人税の国際的な最低税率設定で各国が合意したことだろう。国債の返済財源確保が発端になったわけだが、近年の法人税率引き下げ競争に歯止めをかける意味でも明確な潮流変化と言える。また、喫緊の課題となった温室効果ガス削減を目指す脱炭素化は、産業界にとって重荷であると同時に成長のカギとなろう。

急激に拡大する中国のプレゼンスを警戒する米国主導の幅広い対抗戦略が先進各国に波及したのも新しい流れである。我が国もこれを受け、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2021）で「経済安全保障」という概念を示し、先端技術流出の防止や戦略的物資の供給網強靱化などを打ち出した。経済界もこうした内外のパラダイム変化を踏まえた対応が求められる時代に入ったといえよう。

また、コロナ禍が長期化した中で、医療界が内包する矛盾も明らかになった。急性期医療の脆弱さや大病院から診療所までの役割分担策の不在、デジタル化の遅れなどである。これを機に医療体制の抜本的な改革が必要であろう。

さらに強調したいのは、たとえコロナ禍が収束に向かったとしても、その後遺症は小さくないということである。とくに中小企業は長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け、対応は限界に達している。地域経済と雇用を担う中小企業が立ち直れなくなれば、我が国経済は土台から揺らぐことになる。税財政や金融面からの実効性ある対策が急務である。

市長・議長へ令和4年度税制改正に関する提言

十日町法人会では、令和3年12月3日（金）、十日町市役所を関谷克浩十日町法人会会長と児玉義昭税制委員長が訪問し、関口芳史十日町市長と鈴木一郎十日町市議会議員に「令和4年度税制改正に関する提言書」を手渡しました。



令和4年度 税制改正に関する提言（概要）

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。また、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。また、社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本であり、これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される法人税の軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。

- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

3. 事業承継制度の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対策が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制度の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実、特例承継計画の提出期限の延長等
- (3) 引取相場のない株式の評価の見直し

4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮をすること。
- (2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまった。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。等

III. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。また、地方自身がそれぞれの特性や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

社長さん

こんにちは

株式会社 上^{かみ}島^{しま} (十日町市)

代表取締役 上村友博さん

今回は十日町市土市にある(株)上島さんにおじゃまして、社長の上村友博さんにお話をお伺いいたしました。



「信用と信頼が大切です」

☆会社の沿革を教えてくださいませんか？

上村社長：私の曾祖父にあたる初代上村島吉が大正2年(1913年)、太田島にて創業したのが上島商店の始まりです。私が4代目となります。中古の水車を買って、太田島の搗き(つき)屋として、米をついたり、粉ひきをしたりして、信用を得たのち、米屋として商いをしていました。自分でも米を作っていましたが、周りの農家からお米を集め、それを販売していたということです。



初代 上村島吉氏



昭和50年9月、初代 上村島吉記念碑除幕風景。
除幕の紐を引くのが現社長の上村友博さん。

☆事業内容を教えてくださいませんか？

上村社長：現在もお米の販売が主事業です。農家さんに農薬や肥料など資材をお届けして、米を買い取り

ます。それを米問屋などに販売しています。また営農指導もしています。その他には酒店として業務用のお酒の販売や、小売店として地酒やお米の販売を行っております。



会社全景

☆ご苦労はどこなところにありますか？

上村社長：やはりお米の出来が不安定なところですかね。米づくりは天候に左右されるので、温度、長雨、風などの変化に応じてきめ細かく栽培しなければなりません。令和2年の時は、梅雨明けが遅かった上、秋に台



お米やお酒がならぶ店内

風や長雨が来たりと収穫前の稲がほとんど倒れてしまいました。そのため刈り取るのも時間がかかり、品質も収量も落ちてしまいました。農家の皆さんとは定期的に反省会を行って、稲の生育に経験を役立てています。

☆現在何軒くらいの農家の方とお取引があるのですか？

上村社長：400軒くらいです。古くからの付き合いの方がほとんどです。最近は農家の方の離農により、生産法人さんとの取引も増えました。私もなるべく足繁く農家の方のところへ行き、お話を伺うように心がけています。やはり、信用と信頼関係が大切だと思いますので。



オリジナルのお米

☆魚沼のお米がおいしい理由はどんなところにあると思いますか？

上村社長：土と気候ではないでしょうか？農家の方に聞くと雪が降らないとお米がおいしくならないとのことですから、雪も大切なんですね。



おいしいと評判のオリジナル杵つき餅

☆先ほど営農指導もされているというお話を伺いましたが、おいしいお米をつくる秘訣はどんなところにあるのでしょうか？

上村社長：やはり生産者のお米にける愛情ではないでしょうか。熱意がある方のお米は本当にうまいです。その方は“稲の音が聞こえる”と言います。

☆新型コロナウイルスの影響はありましたか？

上村社長：業務用のお酒が大量に返品になったり、お米の販売が落ちたり、先が見通せない時期が続いて、大変でした。

☆ところで、上村社長は昨年6月より法人会の青年部長として活躍されているということですが、どのような活動をしているのですか？

上村社長：主に地域の小学校・中学校へ出向いて租税教室を行っています。租税教室とは子供たちが税金を学び、使い道を知り、将来納めることを前向きにとらえるだけでなく、一緒に今からできることはないか考え、行動するきっかけをつくる取り組みです。クイズなどを用いながら楽しく学びます。また、全法連青連協が進める、財政健全化のための健康プロジェクトを推進する活動も行っています。

☆上村社長のご趣味を教えてください。

上村社長：アルペンスキーです。小学生の娘と一緒に近くのスキー場に行ったりしてます。

☆最後に法人会みなさんにメッセージなどをお願いします。

上村社長：健康に気をつけて頑張りましょう。

インタビューー

法人会広報委員会 関口憲太・滝沢重雄

知識の窓



「インフレ到来」 カネ余りバブルはどうか?!

CFP® 認定者（日本FP協会）
中小企業診断士（経済産業大臣登録）

池田 隆

世界中のあちこちで、インフレ警戒感が高まってきています。インフレ以外にも、数多くの波乱要因が待ち構えています。空前のカネ余りで、すごいブームとなってきた株式や債券など金融マーケットは、修羅場と化し、また、不動産市場もガタガタに崩れるでしょう。世界とりわけ先進国経済の現状は、金融緩和とゼロ金利政策によって積み上げてきた「砂上の楼閣」みたいなもの。いわば、カネ余りでもって虚構を積み重ねた「張りボテ経済」です。どうすれば良いか？想像したくもないようなひどい事態を、いかに軽傷でやり過ごすかを考えておき、そして、バブル崩壊後に向けて次々と先手を打っていくことが必要です。

《激動の世界史と時代の大転換点》

「100年間」に起きた「9つの危機」を 「ストーリー」で一気に学ぶ…！

世界が未曾有の新型コロナウイルスのパンデミックに直面している現在、先を見据えて考えることの価値はますます高まっています。

第10の危機？ 次の危機はどこで起こるのか？ —— 新型コロナ、債務累積、資産価値高騰

次の危機は必ず起こる

100年間の経験が我々に教えるのは、「必ず次の危機は起こる」ということです。

新型コロナ危機

新型コロナのパンデミックが世界史に残る出来事であるのは間違いありません。それは多数の人々の生命を奪った社会的危機であり、国民の間に分断を生む政治的危機であり、そして移動の自由の制限から経済活動を急減速させた経済危機でした。

《参 考》

インフレ不可避の世界	澤上篤人（明日香出版）
教養としての金融危機	宮崎成人（講談社現代新書）
2026年日本国破産〈警告編〉	浅井 隆（第二海援隊）

日本の借金が、止めどもなく膨張している。元々、天文学的であった日本の借金は、新型コロナ対策で取り返しのつかない異常な額に到達してしまった。すでに限界に近付いており、そう遠くない将来、この国は破産することだろう。明治維新や敗戦直後の日本の例を見ながら現在の日本が抱える諸々の問題について考え、国家が破産すると起こるハイパーインフレ、大増税、徳政令、という大惨事を見ずして、未曾有の危機を生き残っていただきたい。

—— 債務が膨れ上がった国は、 悲劇に向かっている。——

（カーメン・M・ラインハート ケネス・F・ロゴフ
『国家は破綻する』日経BP社）

1972年に総理大臣に就任した田中角栄も積極財政を推し進めた。地価が急騰し、インフレが社会問題化した。国債発行額はさらに増えた。また田中は、1973年を「福祉元年」と位置付け、社会保障制度を大幅に拡充。老人医療費の無料化、健康保険の被扶養者の給付率引き上げ、高額療養費制度の導入、年金給付水準の引き上げなど、多くの大盤振る舞いが実施され財政を悪化させた。さらに、1973年石油ショックが発生。

—— あれからちょうど50年 ——

財務次官、モノ申す「このままでは国家財政は破綻する」

財務事務次官 矢野康治「文藝春秋」2021年11月号

誰が総理になっても1166兆円の“借金”からは逃げられない。コロナ対策は大事だが人気取りのバラマキが続けばこの国は沈む。国庫は無尽蔵ではない

数十兆円もの大規模な経済対策が謳われ、一方では、財政収支黒字化の凍結が訴えられ、さらには消費税率の引下げまでが提案されている。まるで国庫には、無尽蔵にお金があるかのような話ばかりが聞こえてきます。

かつて松下幸之助さんは、「政府は金のなる木でも持っているかのように、国民が助けてほしいと言えど何でもかなえてやろうという気持ちでいることは、為政者の心構えとして根本的に間違っている」と言われました。

◆ご質問・個別相談等は、お気軽にお問い合わせください。 success@cocoa.ocn.ne.jp

お問合わせ・ご相談

有限会社サクセスプラン

〒948-0031 十日町市山本町1丁目204
☎025-757-2058

法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これまで、これからも企業の
繁栄をサポートしつづける
経営者大型総合保障制度です。

DAIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社 長岡営業所/新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F)
TEL 0258-32-1951

AIG AIG損害保険株式会社

長岡支店/新潟県長岡市柏町2-2-36(富士火災長岡ビル)
TEL 0258-33-9009

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームが あなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
**おひとり様^(※1) 月1回^(※2) のご相談まで
無料で利用いただけます。**

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。



ご利用はこちらから

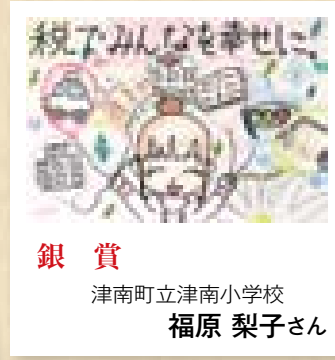
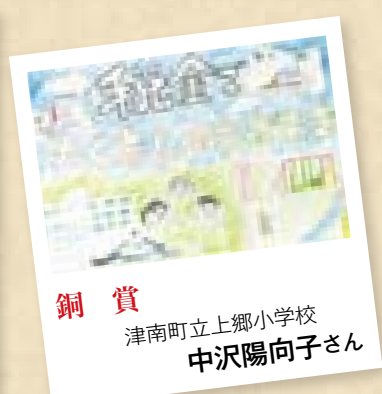
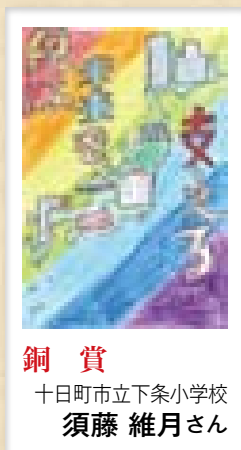


第8回 税に関する絵はがきコンクール



法人会女性部会（部会長：蕪木京子）では、小学生への租税教育活動として、毎年、6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。

第8回となる令和3年度は、新型コロナウイルスの影響の中で、9ヶ校135点の応募をいただきました。10月22日、中学校美術講師 柳 百合先生を審査員長に、女性部会正副部会長、十日町税務署より署長並びに法人統括官、十日町市税務課長及び津南町税務町民課長により厳正に審査が行われました。



入選おめでとうございます！